

関係者各位

平成21年12月28日  
(財)自動車リサイクル促進センター

一部の解体業者に対する義務者不存在車の  
エアバッグ類処理料金の過少払いについて

平成21年11月18日付で公表いたしました掲題の事象につき、詳細が判明し、対応策等を取りまとめましたのでご報告いたします。

今回の事象を厳粛に受け止め誠実に対応することにより、自動車リサイクルシステムに対する信頼性を確保するよう努めてまいります。

【案件概要】

- 対象者： 並行輸入車等自動車リサイクル法上の義務者不存在車のエアバッグ類を処理した解体業者
- 対象期間： 平成17年2月～平成21年11月支払い分
- 対象事業所数： 312事業所
- 対象台数： 1,093台  
(平成21年11月18日時点では1,109台)
- 正規支払額： 3,032千円
- 支払済額： 620千円
- 差額(精算必要額)： 2,412千円

【原因】

- リサイクルシステム上の設計ミスにより、義務者不存在車については、「支払い対象個数」が全て「1個」と認識されていたため。

【対応策】

- 差額精算： 平成21年12月28日までに対象となる全ての解体業者に対して精算完了。
- 再発防止策： 平成22年1月にシステム改修を行うとともに、料金算出時にエアバッグ類処理個数を確認するよう業務マニュアルを改定。

※ システム改修が完了するまでの間は、実処理個数とシステム上の個数に乖離があるものについて個別対応。

以上